

近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会設置要綱

(目的)

第1条 近江大橋有料道路における将来の維持管理の財源について検討するため、「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 近江大橋の将来の維持管理の財源確保に関すること。
- (2) 無料化による経済波及効果や周辺道路への影響の把握に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 座長
 - (2) 委員
- 2 座長は、委員の互選により定める。
 - 3 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
 - 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。
 - 5 委員は、別表に掲げる者とする。

(検討会)

第4条 検討会は、原則として年5回開催する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、滋賀県土木交通部道路課および滋賀県道路公社に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

付則 この要綱は、平成24年 3月 7日から施行する。

【別表】

「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」委員名簿

		氏名	所属	役職
1	委員	浅見 善廣	草津市	都市建設部長
2	委員	入江 賢治	(公募委員)	
3	委員	田中 郁雄	大津市	建設部長
4	委員	塚口 博司	立命館大学理工学部	教授
5	委員	鉤 真幸	(公募委員)	
6	委員	文 世一	京都大学大学院 経済学研究科	教授

(敬称略、五十音順)